市第88号議案

地域療育センターの指定管理者の指定 次のように地域療育センターの指定管理者を指定する。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文 子

名称	指	定管理者	指定の期間
	所 在 地	名称	1日 亿 0万 朔 旧
横浜市東部地域	神奈川区西神奈	社会福祉法人青い鳥	平成31年4月1日か
療育センター	川一丁目9番地	理事長 飯 田 美 紀	ら平成36年3月31日
	の 1		まで
横浜市中部地域	正	同	同
療育センター	[H]	lh1	lnì
横浜市西部地域	港北区鳥山町1,	社会福祉法人横浜市リハビリ	
療育センター	770番地	テーション事業団	司
		理事長 大八木 雅 之	
横浜市南部地域	神奈川区西神奈	社会福祉法人青い鳥	
療育センター	川一丁目9番地	理事長 飯 田 美 紀	同
	Ø 1		
横浜市北部地域	港北区鳥山町1,	社会福祉法人横浜市リハビリ	
療育センター	770番地	テーション事業団	司
		理事長 大八木 雅 之	
横浜市戸塚地域	日	同	同
療育センター	印	旧	 I <u>L</u>]

提案理由

横浜市東部地域療育センター等の指定管理者を指定したいので、 地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。 市第88号

参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第7項から第11項まで省略)